

橋下「維新」許さない

労組事務所めぐるたたかい

上

大阪市役所労働組合と市労働組合総連合（いずれも全労連加盟）に対し、事務所の退去を一方的に命じた橋下徹大阪市長。両労組は「退去命令は違法だ」と提訴し、2014年9月大阪地裁はこれを認める判決を出しました。ところが大阪高裁は今年6月、一審判決を覆す不当判決を出しました。両労組は最高裁に上告し、上告受理と公正な審理を求めてたたかっています。憲法をも無視して住民のくらしを切り捨てる橋下「維新」政治を終わらせて、住民の願いが届く当たり前の市政に変えるたたかいの一端でもあります。

（堤由紀子）

絶対負けられない

10月23日、朝8時。東京都千代田区の最高裁判所前。次々と門の中に吸い込まれていく職員に、労働者がヒラを配ります。

「市職員の組合事務所は、労使の話し合いによって市庁舎内におかれてきました。それなのに橋下市長は、一方的に退去を命じました。私たちが出て行く理

由は何もない。黙っているわけにはいけません」

満身の怒りをこめてマイクで訴えたのは、大阪市役所労働組合（市労組）の田所賢治委員長です。

3回目となった最高裁前宣伝には、大阪から夜行の高速バスで18人が参加。1、2回目はマイクロバスを借り、高速を走らせてきました。

「今回は行楽シーズン

住民の願い 届く市政に



「上告の受理と公正な審理を」と最高裁西門前で訴える市労組の田所委員長ら（10月23日）

で、マイクロバスが借りられませんでした。そりゃ、体はきついですよ」というのは、大阪自治労連の荒田功委員長。「でも、絶対負けられません」

労使での協議をへて、両組合の事務所が市庁舎内に置かれるようになったのは、06年のことでした。ところが11年12月に市長に就任した橋下氏は翌12年2月、市庁舎内に事務所をおく三つの労働組合に対

し、労使協議もなくいきなり使用を不許可とし、3月までに退去するよう一方的に命じました。

市側が交渉に応じなかったため、市労組・市労組連は12年3月14日、組合事務所使用不許可の取り消しを求めて大阪地裁に提訴。同月29日、労働組合の弱体化をはかる支配介入の不当労働行為にあたるとして、大阪府労働委員会に救済申し立てをおこないました。

14年2月20日、府労働委員会は橋下市長の不当労働行為を認定し、救済命令を出しました。さらに同年9月10日、大阪地裁は「不許可処分は違法」とし、市が起こした明け渡し訴訟は「権限の乱用だ」として棄却しました。

法の上に条例おく

しかし今年6月、大阪高裁は一審判決を取り消し、組合事務所の明け渡しなどを命じる不当判決を出したのです。

判決は、市長就任直後の12年度の不許可処分については「配慮を欠き、あまりにも性急であった」と違法と認めました。一方で13、14年度にかんしては、労組活動への便宜供与を禁じた労使関係条例は違法とまではいえないとして、労組側の主張を退けました。

憲法28条とその具体化である労働組合法の上位に労使関係条例をおくことも、不当労働行為があったとしてもそれだけで違法とはいえない。きわめて不当な判決でした。

（つづく）